

## 第1節 受取配当等の金額

### (名義株等の配当) 3-1-1

法人が役員、使用人等の名義をもって所有している株式又は出資について受ける法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配についても、同条の規定の適用があることに留意する。

### (名義書換え失念株の配当) 3-1-2

法人が、その有する株式を譲渡した場合において、その名義書換えが行われなかったため、当該譲渡した株式に係る剰余金の配当（法第23条第1項第1号《受取配当等の益金不算入》に規定する剰余金の配当をいう。以下3-1-2において同じ。）の額（当該譲渡後にその支払に係る基準日が到来するものに限る。）を受けたときは、当該剰余金の配当の額は、株主たる地位に基づいて受けたものではないから、これについて同条の規定の適用はないものとする。ただし、配当権利落後その支払に係る基準日までの間に譲渡した株式について剰余金の配当の額を受けたときは、この限りでない。

### (証券投資信託の一部の解約による収益の分配の意義) 3-1-3

令第19条の2第1項第2号《証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額》に規定する「証券投資信託の一部の解約による収益の分配」とは、証券投資信託の委託者たる会社が受託者たる信託会社（信託業務を兼営する銀行を含む。）に対しその信託の一部を解約することにより当該委託者が受ける収益の分配及び受益者からの解約の実行の請求に基づき委託者が受託者に対してその信託の一部を解約することにより当該受益者が受ける収益の分配をいうのであるから、受益者である法人が委託者に対し解約の実行の請求をしないでその信託に係る受益権を譲渡した場合には、最終的にその受益権に係る信託の解約が行われる場合であっても、これに当たらないことに留意する。

### (新株予約権付社債に係る新株予約権を行使した場合の短期所有株式等の判定) 3-1-4

新株予約権付社債に係る新株予約権を行使して株式を取得した場合における法第23条第3項《短期所有株式等の配当等の益金算入》に規定する株式等の判定に当たって、株式を配当等の額の支払に係る基準日以前1月以内に取得したかどうかは、当該行使のあった日によらないで、新株予約権付社債を取得した日によって判定するものとする。

令第20条第1項第1号《益金に算入される配当等の元本たる株式等》に規定する「当該基準日後2月以内」に新株予約権付社債につき新株予約権の行使があった場合における当該行使に係る株式等の取得の時期の判定についても、同様とする。

### (短期所有株式等に該当するかどうかの判定) 3-1-5

法第23条第3項《短期所有株式等に係る配当等の益金不算入の不適用》に規定する「内国法人が支払に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後2月以内に譲渡した場合」には、例えば、配当等の額を受ける法人（連結法人に限る。）がその配当等の額の元本である株式等をその支払に係る基準日以前11月以内に取得した事実及び当該株式等と銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した事実はないものの当該法人と連結完全支配関係がある連結法人のいずれかが当該銘柄を同じくする株式等をその支払に係る基準日以前1月以内に取得し、かつ、当該連結法人のいずれかが当該銘柄を同じくする株式等を同日後2月以内に譲渡した場合が含まれることに留意する。

### (受益権の銘柄) 3-1-6

法第23条第3項《短期所有株式等の配当等の益金算入》の規定を適用する場合の証券投資信託の受益権の銘柄の区分は、ユニット型の証券投資信託の受益権についてはその設定の回ごとに、オープン型の証券投資信託の受益権についてはその信託ごとに行うものとする。

### (信用取引に係る配当落調整額) 3-1-7

金融商品取引法第156条の24第1項《免許及び免許の申請》に規定する信用取引（以下「信用取引」という。）により株式の買付けを行った法人が、証券会社又は証券金融会社から支払を受ける配当落調整額（信用取引に係る株式につき配当が付与された場合において、証券会社又は証券金融会社が、売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいう。）は、法第23条《受取配当等の益金不算入》に規定する配当等の額には含まれない。

**(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日) 3-1-7の2**

令第20条第2項《益金に算入される配当等の元本たる株式等》に規定する「配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、2-1-27《剰余金の配当等の帰属の時期》の(1)から(3)までに定める日をいうことに留意する。

また、令第22条の2第1項《関係株式等の範囲等》に規定する「配当等の額の支払に係る効力が生ずる日」とは、2-1-27の(1)、(2)又は(4)に定める日をいうことに留意する。

**(保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等) 3-1-7の3**

法第23条第1項《受取配当等の益金不算入》に規定する関係法人株式等に係る配当等（以下3-1-7の4までにおいて「関係法人株式等に係る配当等」という。）とは、他の同一法人に係る株式等の保有が令第22条の2第1項及び第2項《関係法人株式等の範囲等》に規定する要件を満たしている場合の当該他の同一法人の株式等に係る配当等をいうのであるから、法人が有する他の同一法人の株式等の一部につきその保有期間が6月に満たないものがある場合であっても、当該他の同一法人の株式等の他の部分の保有が同条第1項及び第2項に規定する要件を満たすときは、当該他の同一法人の株式等に係る配当等のすべてが関係法人株式等に係る配当等に該当することに留意する。

**(配当等の額の支払に係る効力が生ずる日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定) 3-1-7の4**

法人が支払を受けた他の同一法人の発行する株式等に係る配当等が当該事業年度に2以上ある場合において、当該配当等が関係法人株式等に係る配当等に該当するかどうかは、それぞれの配当等の額の支払に係る効力が生ずる日（以下3-1-7の5において「効力発生日」という。）において当該法人の有する株式等に基づいて判定することに留意する。

配当等が法第23条第1項《受取配当等の益金不算入》に規定する連結法人株式等に係る配当等に該当するかどうかについても、同様とする。

**(金銭以外の資産による配当等の額) 3-1-7の5**

法人が金銭以外の資産により剰余金の配当又は利益の配当を受ける場合には、法第23条《受取配当等の益金不算入》の規定の適用がある配当等の額は、原則として、当該剰余金の配当又は利益の配当の効力発生日における当該金銭以外の資産の価額によることに留意する。